

※分割納付計画は最長6か月の計画となっております。
 継続して分割納付を希望する際は、再度納付計画・
誓約書等の必要書類を提出し、手続きをして下さい。

*裏面もあります。

分納申請書

年 月 日

住 所

埼玉県南埼玉郡宮代町長 様

氏 名

印

T E L 携帯電話

()

私に関わる未納税について分割納付とさせていただきたく申請します。

1. 申請理由

2. 未納税額 (詳細別紙)

本 税	督促手数料	延 滞 金	合 計	備 考
円	円		円	

3. 納付計画 ※納付書を使い切りましたら、徴収担当までご連絡下さい。続きの分割納付書を送付します。

納付方法	1. 来庁納付 2. 納付書払い 3. その他 ()			
納付日	1. 毎月 日頃 2. 毎月末 3. その他 ()			
分割回数 又は 分割金額	1. 回	期 間	年 月 日 より	
	2. 円		年 月 日 まで	

4. 職業等 (自 営 ・ 勤 め ・ 無 職)

職 業		勤務先名称 と 所 在 地			
給与の支給日	毎 月 日				
月 収 総支給額	円	手 取 額	円	ボーナス有無	1. 有 2. 無
債務の有無	月々 円	そ の 他			

5. 家族状況 (生計を一にするもの) ※「生計を一にする」とは、同居・別居を問わず、日常生活の費用を共有している状態。

氏 名	生 年 月 日	職 業
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
18才以下の家族状況		
住居の状況	1. 自分の持家である。 2. 家族の持家である。 3. 借家、借室である。	

6. 分納誓約事項【下記の事項をよくご確認いただき、□へ✓(チェック)して下さい。】

- ☐ 「督促状」、「催告書」は納付約束を履行していても送付されます。
- ☐ 「延滞金」が発生します。
 分納納付するにあたり、分納に係る納期を設定しますが、本来の納期(法で定める納期)がすぎると地方税法に基づく延滞金が本税完納まで、加算されます。その延滞金についても支払いが必要です。
- ☐ 「財産調査」及び「滞納処分」について
 分割納付はあくまで例外的な取扱いです。そのため、事実内容確認のため調査を行うことがあります。また調査の結果、虚偽があった場合や、事前の連絡なく、分納が不履行になった場合は、滞納処分を行います。

収 入		支 出	
⑧ 家計の収入・支出状況	本 人 :	住 居 費 :	
	配 偶 者 等 :	駐 車 場 代 :	
	そ の 他 :	借 入 金 返 済 :	
		食 費 :	
		水 道 光 熱 費 :	
		通 信 費 :	
		新 聞 代 :	
		医 療 費 :	
		教 育 費 :	
		生活消耗品費:	
		燃 料 費 :	
		保 険 料 :	
		交 際 費 :	
		事 業 費 :	
		そ の 他 :	
	収入計:		支出計:

⑨ 財産状況	預 貯 金	銀行 支店 口座番号:
		銀行 支店 口座番号:
		銀行 支店 口座番号:
	現 金	・あり (円) ・なし
	有 価 証 券	国債・社債・株式・その他 ()
	保 険 契 約	会社/保険名/証券番号/保険金額 ()
		会社/保険名/証券番号/保険金額 ()
	そ の 他 債 権	利子・不動産収入・その他 ()
	土 地	
	建 物	
	会 員 権	
	売掛金・貸金	
	自 動 車	メーカー・車種・年式・ナンバー ()
	自 動 二 輪 車	メーカー・車種・年式・ナンバー ()
動 産	絵画・骨董品・貴金属・その他 ()	
その他	(具体的に)	

⑩ その他	

この財産収支状況書の内容に間違いはありません。

令和 年 月 日

氏名

印